

朝霞市規程第 1 号

朝霞市機構改革に伴う関係規程の整理に関する規程
(朝霞市公印規程の一部改正)

第 1 条 朝霞市公印規程 (昭和 4 2 年朝霞市規程第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表部長印の項中「5」を「6」に改める。

別表第 2 号の表障害福祉課専用市長印の項の次に次のように加える。

国保年金課専用市長印	方 2 1	2	てん書 こてん	国民健康保険、国民健康保険税及び後期高齢者医療に係る承認書及び証明書並びに国民年金に係る報告書、申請書及び証明書	国保年金課長	1
------------	----------	---	------------	--	--------	---

別表第 2 号の表長寿はつらつ課専用市長印の項及び保険年金課専用市長印の項を削る。

(朝霞市福祉事務所処務規程の一部改正)

第 2 条 朝霞市福祉事務所処務規程 (平成 3 年朝霞市規程第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

(課及び係の設置)

第 2 条 福祉事務所に次の表の左欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

課名	係名
地域共生社会課	福祉相談支援係
障害福祉課	障害給付係、障害者支援係
生活援護課	生活援護総務係、生活援護第 1 係、生活援護第 2 係、生活援護第 3 係、生活援護第 4 係
こども家庭課	こども家庭総務係、こども相談係

(分掌事務)

第 3 条 前条の表に掲げる課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

地域共生社会課	1 朝霞市福祉事務所長委任規則（平成3年朝霞市規則第29号）第2条の表（以下「表」という。）老人福祉法（昭和38年法律第133号）の項に規定する事務
障害福祉課	1 表児童福祉法の項第1号に規定する事務 2 表身体障害者福祉法の項に規定する事務 3 表知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の項に規定する事務 4 表特別児童扶養手当等の支給に関する法律の項に規定する事務 5 表特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）の項に規定する事務 6 表国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の項に規定する事務
生活援護課	1 表生活保護法の項に規定する事務
こども家庭課	1 表児童福祉法の項第2号から第4号までに規定する事務

第4条第1項中「課等に課長又は室長（以下「課長等」という。）」を「課に課長」に改め、同条第2項中「課長等」を「課長」に改め、第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 地域共生社会課長 規則第2条第1項に規定する福祉部地域共生社会課の長
- (3) 障害福祉課長 規則第2条第1項に規定する福祉部障害福祉課の長
- (4) 生活援護課長 規則第2条第1項に規定する福祉部生活援護課の長
- (5) こども家庭課長 規則第2条第1項に規定するこども部こども家庭課の長

第4条第2項第6号から第8号までを削り、同条第3項中「課等」を「課」に改め、「又は室長補佐（以下「課長補佐等」という。）」を削る。

第5条第3項中「課長等」を「課長」に改め、同条第5項中「課長補佐等」を「課長補佐」に、「課長等」を「課長」に、「課等」を「課」に改める。

第6条第1項中「課長等」を「課長」に改め、同条第2項中「課長等」を

「課長」に、「課長補佐等」を「課長補佐」に、「課等」を「課」に改める。

第7条第1項中「課長等」を「課長」に改め、同条第2項中「課長等」を「課長」に、「課長補佐等」を「課長補佐」に、「課等」を「課」に改める。

(朝霞市福祉事務所事務専決規程の一部改正)

第3条 朝霞市福祉事務所事務専決規程（平成3年朝霞市規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

地域共生社会課長	1 朝霞市福祉事務所長委任規則（平成3年朝霞市規則第29号）第2条の表（以下「表」という。）老人福祉法（昭和38年法律第133号）の項に規定する事務
障害福祉課長	1 表児童福祉法の項第1号に規定する事務 2 表身体障害者福祉法の項に規定する事務 3 表知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の項に規定する事務 4 表特別児童扶養手当等の支給に関する法律の項に規定する事務 5 表特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）の項に規定する事務 6 表国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の項に規定する事務
生活援護課長	1 表生活保護法の項に規定する事務
こども家庭課長	1 表児童福祉法の項第2号から第4号までに規定する事務

(朝霞市文書規程の一部改正)

第4条 朝霞市文書規程（平成21年朝霞市規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第19条関係）

課名	文字
----	----

政策企画課	政
秘書課	秘
シティ・プロモーション課	シ
市政情報課	市
人権庶務課	人
職員課	職
財政課	財
財産管理課	財管
デジタル推進課	デ
課税課	課
収納課	収
契約検査課	契
地域づくり支援課	地
産業振興課	産
環境推進課	環
資源リサイクル課	資
総合窓口課	総
地域共生社会課	地共
高齢者・地域福祉課	高
障害福祉課	障
生活援護課	生

健康づくり課	健
国保年金課	保年
介護保険課	介
こども未来課	こ
こども家庭課	こ家
保育課	保
まちづくり推進課	ま
開発建築課	開
みどり公園課	み
道路整備課	道
危機管理室	危
内間木支所	支
朝霞台出張所	台出
朝霞駅前出張所	駅出
コミュニティセンター	コミ

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。